

契約情報

工事（委託）名	博物館企画展示室の一部の照明取替工事の設計業務
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名1989 岐阜県博物館（百年公園内）
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、1者見積による随意契約とした。
契約年月日	令和4年9月12日
契約業者名	株式会社YAMAGIWA 中部支社
契約業者住所	名古屋市中村区名駅4-23-9
施工(履行)期間	令和4年9月12日 ～ 令和4年10月14日
契約金額(消費税込)	374,000円
工事(業務)概要	博物館企画展示室の一部の照明取替工事の設計

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務などの内容及びその特殊性</p> <p>展示室の照明取替に当たり、博物館・美術館照明については一般的な照明器具と異なり、高演色性、調光可、紫外線・赤外線が含まれない等の条件を満たさなければならない。また、器具の設置に当たっても、床面の展示物と壁面のパネル類などを想定しながら取り付け位置や角度、方法などを考慮する必要があり、配光、色温度、映り込みや反射の軽減、附属機具の必要性、場合によっては現在想定しているライン照明以外の光源の検討なども必須である。さらに、LEDの演色性(Ra)はカタログ値と実際が異なっていることも多く、専用の測定器でのチェック作業も必要となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>実施設計の委託先は、日頃より博物館・美術館照明に携わり、展示設備や文化財の取り扱い条件に精通した者でなければ、適正な設計を行うことはできない。国内で博物館・美術館の照明に関わる業者(メーカーや取扱い業者)は数社存在するが、これらは基本的に自社製または特定の機器に限定した設計、施工以外は行わない。今回の工事は、特定のメーカーに限定することなく、予算内で効果的に実施できるよう、幅広く器具の選択から施工方法の検討を行うことが求められる。</p> <p>照明の設計、施工に精通し、かつ博物館の展示手法や展示物に対する照明に求められる特殊性(高演色、紫外線を含まない等)を理解した高度なノウハウを有する業者は、県内を含む実績が豊富で、非メーカーのため各種製品を検討しながら実施設計することができる株式会社ヤマギワ以外に適当な業者はない。</p>